

# 業務連絡

2016/1/5

No. 7

J R 東海 労新幹線 関西地本  
業 務 部

2015年12月25日、支社会議室において「申」18号～21号について組合側幹事と会社側幹事による事前審理を行いました。

会社は4件の申し入れに対して業務委員会の開催を全て拒否しました。以下は協議の主なやり取りです。

## 「申」第18号「竹本さんの裁判に関する社員の個人情報の持ち出しに対する申し入れ」(2015年11月9日)

1. 雨川元助役、新田元助役が陳述書の作成の基にした証言内容は事実として認めるのか。会社の見解を明らかにすること。
2. 仮に上記の2名の証言内容を認めず、事実でないとするならば、宣誓をして証人尋問に応じた2名は偽証罪を問われることになる。会社の見解を明らかにすること。
3. 新田元助役、雨川元助役が証言した、会社からもらったメモを見て自宅で作成したことが事実であるならば、そのメモを社外へ持ち出すことの指示をし、また持ち出した(郵送した)のは誰か明らかにすること。
4. 2名が会社からもらったとするメモとは、「竹本社員の執務状況が詳しく記録した個人情報」で間違いないのか。会社の見解を明らかにすること。
5. 会社は会社情報の無断持ち出しの禁止や情報管理の厳正を徹底してきた。メモである社員の個人情報と規程類を社外へ持ち出したことが事実であるとする、会社は規律規範を犯す重大な問題を犯していると考え。会社の見解を明らかにすること。
6. 重大な規律違反を犯して作成させた裁判書証については、違法入手であり、その行為は民事訴訟法第2条が掲げる信義則に反するものであると考え。会社の見解を明らかにすること。
7. 雨川、新田元助役の元社員に、社員の個人情報を違法に渡したことに対して竹本社員へ謝罪すると共に、裁判所へ提出した関係書証を取り下げること。

### 《 議論内容 》

会社：付議事項ではないので開催しない。

組合：納得いかない。

会社：裁判の話である。この場で言うべきものではない。

組合：見解も言えないのか。個人情報の持ち出しという重大な問題に関する内容である。

会社：個人情報であれ裁判での話し。

組合：裁判所に提出したものや裁判で会社の主張で個人情報を持ち出したと主張されると労働組合としても無視できない。

組合：平成20年の情報管理の厳正と、21年に会社情報の無断持ち出し禁止という会社の掲示が出ているが、現状も変わらないということか。

会社：変わらない。

組合：2人の証言内容は事実として認めるのか。

会社：一括回答したとうり。係争中につき答えない。

組合：第三者機関に出した資料だが、堂々と言っていいのか。

会社：宣誓した証言である。

組合：新田さんは会社からもらいましたと言ってる。情報管理を社外に持ち出した場合、  
どういう処罰があるのか。

会社：一概には言えない。

組合：就業規則に違反した懲戒処分ではないのか。規則に書いている。

会社：係争中である。

組合：申し入れ以前の問題である。情報管理の徹底を怠ればどうなるのか。

会社：適用されるはず。その事象についてしかるべき判断がなされる。

組合：この問題はどこに言えばいいのか。インシデントの問題ではないのか。

会社：インシデントの概念に沿ってお任せします。

組合：持ち出した事についても答えないのは納得いかない。

組合：竹本さんの個人情報をも漏らした。竹本さんに謝罪すべきだ。

会社：裁判の中で解決された方がいい。

組合：会社規定に照らし合わせて違法であると言ってる。

組合：会社として違法行為という問題を認識していないこと自体が問題だ。

会社：それは組合側の認識。

組合：社員が制服や貸与品を持ち出したり、紛失したら問題とされる。それと同じではないのか。

以上

**「申」第19号「竹本さんの裁判に関する「運転事故の認識」に対する申し入れ」(2015年11月9日)**

1. 坂下助役、新田元助役の証言内容は事実として認めるのか。会社の見解を明らかにすること。
2. 仮に上記の2名の証言内容を認めず、事実でないとするならば、宣誓をして証人尋問に応じた2名は偽証罪を問われることになる。会社の見解を明らかにすること。
3. 坂下助役が、2002年2月頃に運転士として起こした小田原駅の停止位置の通過の運転事故については、規程によると「輸送障害」となり責任事故Aと区分されている。会社の見解を明らかにすること。
4. 新田元助役が、管理者として乗務担当していた2008年7月に鳥飼車両基地で手歯止めを割った事故について、規程によると「物の損傷の損害額が50万円以上のもの」であると考えられ、責任事故Aと区分されている。会社の見解を明らかにすること。
5. 延岡総合企画本部経営管理部担当課長（当時関西支社管理部人事課長）の陳述書（乙第22号証）によると、減率適用する非違行為の種類について「①安全・安定輸送や快適な輸送サービスの提供に直接的かつ重大な問題を生ぜしめる

ような行為（そのような例として、運転士が適切なブレーキ扱いをしなかった場合などが該当します。）は特に重視している。」。さらに「①の非違行為については減率適用を行ううえで極めて重視されているため、そのような非違行為があれば、原則として非違行為の総数が 10 件に満たない場合でも減率適用を行っています」と陳述している。

坂下助役、新田元助役が起こした運転事故はこの①の種類であると考えられる。会社の見解を明らかにすること。

6. 2人が竹本さんに「注意指導」し、非違行為とした内容と、2人が起こした運転事故についてどちらが重大かとの質問に「どちらも重大」「同じでしょう」との証言をしている。よって、上記5. の延岡陳述書の内容とは矛盾がある。会社としての見解を明らかにすること。

### 《 議論内容 》

会社：付議事項ではないので開催しない。

組合：納得できない。

会社：係争中につき回答は控える。

組合：坂下助役が停止位置を誤った事象は、責任事故Aに該当するが、見解は。

会社：証人が証言している内容について会社がいいかどうかを論じる場ではない。裁判で話していることが全て。

組合：全てか。

会社：だと思う。

組合：それは原告、被告共に証言してるがどちらもか。

会社：会社の方。

組合：原告の主張は何故、認めないのか。中立な立場でないのはおかしい。

会社：最後の判断は裁判所がする。

組合：納得いかない。

以上

### 「申」第20号「大阪交番検査車両所田中助役らによる組合活動の妨害に関する申し入れ」(2015年12月14日)

1. 田中助役が組合員に対して言った「ビラ配りした」「現認」について、撤回し早急に本人に謝罪すること。
2. 職場での組合活動は、基本協約216条（会社は、組合員の正当な組合活動の自由を認め、これにより不利益な扱いをしない）において保証されている。会社の見解を明らかにすること。
3. 職場において労働組合が発行したビラの組合情報を読むことは、何ら問題ないとする。会社の見解を明らかにすること。
4. 職場におけるビラ配付の組合活動は何ら問題ないとする。会社の見解を明らかにすること。
5. 田中助役らの言動は、基本協約216条に違反した協約違反である。会社の見解を明らかにすること。

6. この間、職場でのビラ配付行動への妨害や組合掲示物の不当撤去等に関する会社の行為に対して最高裁から「労働組合法7条3号に違反」した不当労働行為であると断罪されてきた。この事実は認めるのか。会社の見解を明らかにすること。
7. 田中助役をはじめとするその他3名の管理者（中野助役、佐々木助役、山崎科長）らの言動は職場を混乱させ、職場を紊<sup>びらん</sup>乱する行動であり、就業規則第141条の2（懲戒の基準）「職務上、不当な行為を行った場合」「職務上の規律を乱した場合」であるとする。会社の見解を明らかにすること。
8. さらに、田中助役ら4人の管理者の言動は、就業規則第141条の2（懲戒の基準）の「次の各号の1に該当する行為を行った場合は、懲戒解雇する。」の「職務上重大又は、悪質な不正行為を行った場合」であるとする。会社の見解を明らかにすること。
9. 職場での社員同士のもののやり取りにまでいちいち口出しせず、不当な介入、監視を止めること。
10. 今後は、職場での組合活動を妨害する行為をやめること。

### 《 議論内容 》

会社：付議事項に該当しないので開催しない。

組合：納得できない。

組合：苦情処理の窓口と事実を確認する内容があると聞いているので担当者とやるべき。

会社：確認してきた。

組合：本人と確認するべき。

組合：ビラ配りしたと言ったことを撤回するべき。

会社：撤回する必要はないと考えてる。

組合：確認するが組合活動は基本協約216条で保証されてる。

会社：保証はされてるが一定責任はある。

組合：介入されるいわれはない。

会社：勤務時間外ということは認識してる。会社施設内で組合活動を行ってはならないという決まりはある。

組合：許可いるのか。

会社：就業規則の23条（社員は、会社が許可した場合のほか、勤務時間中に又は会社施設内で、組合活動を行ってはならない）に書いている。ご自身でビラを配ったという方もいるが、会社施設内で無許可で組合活動をしてはならない。

組合：協約の216条と対峙してるのであって勤務時間以外なら配ることに問題ない。

会社：基本的には組合活動を妨げていることではない。

組合：すでに最高裁で判断が出てる。

会社：最高裁の件は全部一緒ということではない。

組合：職場で配っていたビラ配布活動に対して妨害したという問題だ。

会社：一定の制限を与えるべきと、先程来言ってる。

組合：デッチ上げには気を付ける。会社の業務に支障を与えない、勤務時間には配らないということで就業規則に縛られてる身であるから、協約に則って自分の時間で配ることは問題ない。そのことは保証されてるが違うのか。

会社：もちろん自分の時間で。  
組合：であるから協約の216条で保証されてる。問題ない。  
会社：ただ216条で自由は認めているが、一定の制限がある。その他にも協約の226条にも一時的利用が書かれている。徹底されたい。  
組合：集会をするわけではない。制限はあっても否定されることはない。  
会社：協約と就業規則に則ってやってください。  
組合：逆に協約に違反してるのは田中助役だ。  
会社：ビラを複数枚持ってる人がいて、受け渡した人がいたので、ビラ配付ですねと注意したという事実。  
組合：それは組合員のことを言ってるのか。  
会社：そうである。  
組合：組合員が配ってるところを現認したのかしてないのかどっちか。  
会社：含めて組合活動をしていたので注意した。  
組合：組合員がビラを手渡しているところは現認したのかしてないのかどっちだと聞いてる。見たのか見てないのか。  
会社：それがあつたから、その瞬間にビラをまくということではない。  
組合：それが大事だ。それが現認じゃないのか。  
会社：たくさん持っていて、まわりに受け取って読んでもる人がいる。そこで配ったという人がいる。それはビラ配付になる。  
組合：組合員はもらった側だ。  
会社：複数枚もってるのに。  
組合：何枚持とうが関係ない。  
会社：そういうふうに見えるような行為は止める方がいい。  
組合：組合員が配ったところは見てないということでもいいのか。  
会社：見たかどうかでいえばそうだ。必要な聞き取りは他の人間からしてる。  
組合：田中助役が見てないということが確認出来ればいい。  
会社：その場の状況を踏まえて判断した。  
組合：状況を恣意的に判断した結果だ。組合員が配ってるところは見てないなら撤回するべきだ。  
会社：明らかなビラ配付行為を行っていたのは状況を見れば明らかである。  
組合：組合員は配ってないって言ってるだろう。  
組合：田中助役が勝手な解釈で職場を紊乱した行為は就業規則で懲戒に値するが会社として処分しないのか。  
会社：関係者から聞き取りをしたが処分の対象には関係ない。  
組合：懲戒の対象ではある。こういうことをすれば。  
会社：会社施設内では組合活動はやめましょう。標題でも書いてる。  
組合：役員は配ったと言ってるのではないのか。最高裁で結果出てる。  
会社：職場での組合活動は禁止ですから。  
組合：それは言い過ぎだ。日本国憲法で認められてる。自由を侵されることはない。

以上

**「申」第21号「鳥飼車両基地内の井戸掘削計画に関する摂津市への地下水利用の要請を撤回するよう求める申し入れ」（2015年12月15日）**

1. 今回、摂津市に対して打診した地下水利用の手続き開始の要請を撤回すること。
2. 早急に井戸掘削計画の中止にむけて摂津市との協議につくこと。
3. 「係争中の裁判の結論が出た後に相談してほしい」との摂津市からの要請文について、会社の見解を明らかにすること。
4. 11月、くみ上げた地下水を利用するための手続き開始文書を摂津市に打診した目的、日付、内容を全て明らかにすること。
5. 現在、摂津市との訴訟中であるにも関わらず、訴訟結果を待たずに手続きを進めようとする理由を明らかにすること。
6. この間、会社は井戸掘削の場所は茨木市であり問題がないよう主張してきたが、今回、摂津市側へ地下水利用の手続きを申請した理由を明らかにすること。
7. 地元行政との関係回復と地域住民の安全のために、早急に井戸掘削計画を中止すること。

**《 議論内容 》**

会社：付議事項に該当しない。

組合：納得できない。

会社：業務委員会の付議事項なのか。

組合：地域住民の安全、良好な関係。組合員の健康、安全に関することだ。

会社：係争中の案件である。何でもかんでもマスコミの言うことを信じない方がいい。

組合：当たり前のこと。であるからして労働組合が確かめるべき。

組合：いきなりこんな時に何故要請したのか。もう使えるようになってるのか。

会社：存知あげない。法令や決められた条例に基づいて淡々とやっていく。

組合：そこに意見があるから裁判になってる。

会社：何かあったら新幹線の運行が出来なくなるがどう思うか。

組合：どちらを重きに取るか。基地が沈むということに繋がることには反対だ。正規のルートで水をくみ上げれば問題ない。約束事を無視してやる方法もおかしい。

会社：何で申し入れがくるのか理解できない。摂津市とつながりがあるのか。

組合：ある。組合員が住んでる。組合員の利益を守るため。

組合：摂津市から要請があるが受け取ってるのか。支社に持って来てるが拒否してないのか。これまで会社の窓口は本社にあるという主張であった。

会社：一般ではない。

組合：行政は一般ではないという判断か。

会社：対応はさせて頂く。

以上